

食安輸発第0401004号
平成20年4月1日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

中国産植物性タンパクの取扱いについて

標記については、平成19年5月2日付け食安輸発第0502001号（最終改正：平成19年5月10日付け食安輸発第0510001号）により通知したところですが、これまでの検査実績を踏まえ、今後は下記のとおり取り扱うこととしたので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。

なお、平成19年5月2日付け食安輸発第0502001号は、本通知をもって廃止します。

記

1. 対象食品

中国産の米及び小麦を原料とするタンパク（グルテンを含む。）、小麦粉並びに小麦粉を使用した調製粉類

2. 検査項目及び頻度

- (1) 本日以降、初回輸入される1の食品について、輸入者に対してメラミン及びメラミン関連化合物に係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 継続的に輸入される場合にあっては、平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号に基づき、モニタリング検査を実施すること。

3. 検体採取方法

平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号 別添の別表第2「添加物②不均一に分布するもの」により検体を採取すること。

4. 検査方法

米国食品医薬品庁 (FDA) が公表している方法 (<http://www.fda.gov/cvm/default.html>) を準用すること。

5. その他

- (1) 検査によりメラミン及びメラミン関連化合物を検出した場合にあつては、製造工程におけるメラミン及びメラミン関連化合物の使用の有無を確認するとともに、企画情報課検疫所業務管理室を通じて当室まで連絡すること。
- (2) 1 に示す食品以外の中国産植物性タンパク (大豆タンパク等) については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号に基づき、モニタリング検査を実施すること。